

広島県告示第九十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営二河住宅、県営登町住宅、県営寺迫住宅、県営警固屋住宅、県営阿賀住宅、県営豊栄住宅、県営鍋山住宅、県営此原住宅、県営宮ヶ迫住宅、県営第三焼山住宅、県営広住宅、県営小坪住宅及び県営長浜住宅並びに県営二河住宅駐車場、県営寺迫住宅駐車場、県営警固屋住宅駐車場、県営阿賀住宅駐車場、県営豊栄住宅駐車場、県営鍋山住宅駐車場、県営此原住宅駐車場、県営宮ヶ迫住宅駐車場、県営第三焼山住宅駐車場、県営広住宅駐車場、県営小坪住宅駐車場及び県営長浜住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	平 成 二 六 年 二 月 二 六 日	平 成 二 七 年 四 月 一 日 ～ 平 成 三 二 年 三 月 三 一 日
ビルクス株式会社 代表取締役 藤井 清 実	呉市阿賀南一丁目八番 四九号		